



伊勢崎市告示第 2 2 2 号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市内の町の区域を別紙のとおり変更したので同条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この町の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

伊勢崎市長 五十嵐 清



変 更 調 書

町	地 番
茂呂町二丁目	2615の2の一部、2615の8の一部、2615の9の一部、2615の10の一部、2710の1の一部、2710の2の一部、2710の3の一部、2710の4、2711の2の一部、2721の1の一部、2721の2の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の一部を含む。）を南千木町に変更する。

町	地 番
茂呂町二丁目	2880の1の一部、2880の2の一部、2881の1の一部、2881の2の一部、2897の1の一部、2897の3の一部、2897の5の一部、2897の6の一部、2897の8の一部、2898の3の一部、2898の4、2898の5の一部、2898の6の一部、2898の9の一部、2898の10から2898の13まで、2899の1の一部、2899の2の一部、2899の3、2899の4の一部、2900の1の一部、2900の2の一部、2901の1の一部、2901の2の一部、2902の2の一部、2917の2の一部、2917の3の一部、2917の4の一部、2918の1の一部、2918の2の一部、2918の3の一部、2918の4から2918の6まで、2945の1の一部、2946の1の一部、2946の2、2947の1の一部、2947の2の一部、2948の1の一部、2948の2の一部、2949の1の一部、2949の2の一部
茂呂南町	3218の1の一部、3218の2の一部、3218の4の一部、3218の5、3218の6の一部、3218の7の一部、3218の8の一部、3223の2の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の一部を含む。）を美茂呂町に変更する。

町	地 番
南千木町	2346の1の一部、2346の2の一部、2346の3の一部、2346の4の一部、2346の5の一部、2347の1の一部、2347の2の一部、2348の1の一部、2348の2、2348の3、2349の1、2349の2、2350の1の一部、2350の2、2350の3、2351の一部、2445の一部、2447の3、2447の5の一部、2447の6、2448の一部、2451の1の一部、2451の2の一部、2451の3の一部、2452の1から2452の3まで、2452の4の一部、2452の5から2452の7まで、2453の1から2453の3まで、2454、2455の一部、2456の1の一部、2456の2の一部、2456の3の一部、2457の1、2457の2、2458、2459の一部、2460の1の一部、2462の1の一部、2462の3の一部、2462の4の一部、2463の1の一部、2463の4の一部、2548の1の一部、2549の1から2549の4まで、2550の1、2550の2、2551の1の一部、2551の2、乙2552の一部、2552の一部、2554の1の一部、2554の2、2556の1の一部、2556の3の一部、2558の1の一部、2681の2の一部、2681の3の一部、2681の4の一部、2681の5の一部、2683の一部、2684の1の一部、2684の2の一部、2685の4の一部、2686の1の一部、2686の2の一部、2689の2の一部、2695の3の一部、2696の一部、2697の1の一部、2697の2、2697の3の一部、2698の1の一部、2698の2、2699の1の一部、2699の2の一部、2699の3の一部、2699の4の一部、2699の5、2699の6の一部、2700の4の一部、2851の3、2851の7
美茂呂町	2983の3の一部、2983の4の一部、2983の5の一部、2983の6の一部、2989の2の一部、2997の1の一部、2997の2の一部、2998の1の一部、2998の2の一部、2998の3の一部、3023の2の一部、3023の4の一部、3023の7の一部、3023の16の一部、3195の一部、3196の1の一部、3196の4の一部、3196の5の一部

茂呂南町	2980の1の一部、2980の2、2980の4の一部、2980の5の一部、3048の一部、3059の一部、3060の1の一部、3060の4の一部、3060の5の一部、3062の1の一部、3062の2の一部、3063の1の一部、3064の1の一部、3066の1の一部、3066の2の一部、3066の5の一部、3190の6の一部、3191の5、3192の1の一部、3193の2の一部、3194の2の一部
------	---

上記区域（同区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部を含む。）を茂呂町二丁目に変更する。

町	地 番
茂呂町二丁目	2950の2の一部、3049の2の一部、3050の2の一部、3054の1の一部、3054の2の一部、3054の4の一部、3055の1の一部、3055の2の一部、3055の3の一部、3056の1の一部、3056の3の一部、3056の4の一部、3056の6
美茂呂町	3195の一部、3196の1の一部、3196の4の一部、3196の5の一部

上記区域を茂呂南町に変更する。

平成30年8月6日調査